

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

川 棚 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町農業の概況と農業構造

(1) 本町農業の概況

川棚町は、長崎県本土の中央にある大村湾の北部に面し、南北8km、東西11km、総面積37.25㎢で、東に海拔608mの虚空蔵山がそびえ、ここを源とする石木川は、本町を二分する川棚川と合流し、大村湾に注いでいる。気候は、一般に温暖で雨量も相当多く、東部は山間の気象現象があり、中央部は海の影響を受けて平坦地の気象現象が見られる。

これまで地域特性を生かして稲・露地みかんを主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展・安定を図るため、一部の農家で施設園芸・肉用牛の導入が盛んとなっている。

今後も更に、耕種・畜産部門、施設型・土地利用型部門、農業・林業・加工部門の結合による、地域の特性と資源を生かした農業の展開を図るとともに、営農活動に伴う環境負荷を低減するなど、環境と調和した持続的な農業を推進する。

また、農業生産の基礎的な資源である農用地・水などの基盤整備については、土地利用の高度化や作業の効率化に対応できる優良農地の確保を基本に、地域の実情に即した基盤整備を推進する。

なお、事業推進にあたっては農業振興地域整備計画に即して、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

(2) 農業構造の実態

本町の農業構造については、昭和40年代頃から本町及び隣接市町村における工業団地の立地及び拡大等を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層の兼業化により、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

一方、最近農外からの定年帰農者等の就農も現れている。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）に集積されない農地の一部が遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

2 本町農業の振興方向

農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、令和12年には経営面積の82%を認定農業者等、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う農業構造を目指すことが重要である。

このため、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」（令和2年12月策定）や「第6次川

棚町総合計画」(令和4年3月策定)に基づき、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで、快適で儲かる、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す。

特に、スマート農業の導入や生産基盤整備の加速化等により、生産性の高い産地の育成と農業所得の向上を図り、「産地ぐるみ」で若者を留める、呼び込む、呼び戻す流れを強化するなど、農業を担う者の確保・育成に努める。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体は地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の施策を総合的に実施することにより、法第19条第1項に規定する地域計画における目標地図の達成に向けた活動を活性化させ、本町農業の健全な発展を図る。

まず、本町は、農業委員会、農業協同組合、長崎県県央振興局農林部(以下「振興局」という。)等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。)第2条第3項に規定する事業(以下「農地中間管理事業」という。)の利用を進め、農業委員及び農地利用最適化推進委員による掘起し活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付ける。

また、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を推進する農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用を推進する農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体(法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体。以下同じ)の設立を目指す。

また、法第19条第1項に規定する地域計画における目標地図の達成に向けた活動は、認定農業者等の経営改善に資するよう関係機関・団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導、助言を行う。特に、認定農業者等の農業を担う者

が不足する地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、町内の各機械利用組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を目指し、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、いきがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定時において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

本町は、農業委員会、農業協同組合等の担当職員で構成する指導チームを設置し、振興局の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を行う。

特に、大規模畜産経営を目指す農業経営が展開されつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に、農業協同組合の畜産課及び融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域の農家においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全農長崎県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合的経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資

するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、第1表に掲げるとおりとし、本町及び周辺市町村において現に実現している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本町農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

第1表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	主たる従事者一人あたり労働時間
主たる従事者1人あたり 概ね400万円 (1経営体あたり 概ね600万円)	2,000時間

また、今後、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業者が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域における話し合い活動による合意形成を基本に、農地中間管理事業等を実施しつつ、農地の流動化及び農作業の受委託を進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

長崎県の新規自営就農者は近年増加傾向にあるものの、本町の新規自営就農者は横ばい傾向にあるが、従来からの基幹作物であるアスパラガス・肥育牛の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業を担う者を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

この状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとし、長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「長崎県農業経営基盤強化促進基本方針」という。）に掲げられた年間313人の新規就農者の確保目標を踏まえ、本町においては年間3人の新規就農者の確保を目標とする。また、農業法人等への新規雇用就業者の確保にも努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、1経営体あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理事業法第2条第4項に規定す

る農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）による紹介、技術・経営面については振興局や長崎県央農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開しているような優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については、第2表のとおりとする。

第2表 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式【個別経営体】

(1) 普通作物

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
個別経営Ⅰ (水稲+麦類+大豆) 家族労働力 2.0人	経営面積 10ha 水稲 4ha 麦 10ha 大豆 6ha	1. 基盤整備地区における個別経営 2. 水稲は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 防除は委託 4. 大豆の収穫は委託 5. 共同乾燥施設利用	トラクター(31ps)、サブソイラー、ローター、代かきハーロー、プロトキヤスター、中耕ローター、麦踏施肥機、施肥播種機、育苗用播種機、田植機(5条)、自脱型コンバイン(3条刈)、トラック(2t)、溝堀機

(2) 野菜

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
施設野菜専業経営Ⅰ (いちご) 家族労働力 3.5人	経営面積 30a いちご株冷20a いちご普通10a	1. 品種「ゆめのか」 2. 高設栽培による身体負担軽減 3. 株冷処理による早期出荷と普通ポットを組み合わせた作型分散により収穫・出荷に係る労力の分散 4. 統合環境制御	連棟標準型APハウス(3,000㎡)、高設栽培施設、高設育苗施設、重油タンク、電照施設、予冷库、軽トラック、動力噴霧機、高設用耕耘機、加温機、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、統合環境制御装置、炭酸ガス局所施用装置
施設野菜専業経営Ⅱ (トマト促成)	経営面積 50a	1. 接ぎ木セル苗購入による2次育苗	長崎県型低コスト耐候性ハウス(4,000㎡)、育苗用ハウス

家族労働力 3.0人	トマト促成40a	2. UVカットフィルム・防虫ネット使用 3. 交配はマルハナバチ利用 4. 共同選果施設利用 5. 炭酸ガス局所施用 6. 統合環境制御	(1,000㎡)、重油タンク、トラクター(20ps)、管理機、動力噴霧機、軽トラック、加温機、循環扇、炭酸ガス発生装置、自動換気装置、自動カーテン資材(2層自動制御)、細霧システム(自動制御)、統合環境制御装置、局所施用装置
施設野菜専業経営Ⅲ (きゅうり) 家族労働力 3.0人	経営面積 30a きゅうり促成 30a	1. ハウス促成栽培 2. 収穫は6月末までの長期取り 3. 統合環境制御	連棟補強Ⅱ型SRHハウス(3,000㎡)、かん水施設、育苗ハウス(200㎡)、重油タンク、防虫ネット、二重カーテン、軽トラック、トラクター(20ps)、動力噴霧機、管理機、加温機、統合環境制御装置、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、炭酸ガス局所施用装置
施設野菜専業経営Ⅳ (アスパラガス) 家族労働力 2.0人	経営面積 40a アスパラガス 40a	1. UVカットフィルム・防虫ネット・フェロモントラップなど耕種的防除対策により、環境保全型農業に努める 2. 共同選果施設利用	AP単棟ハウス(4,000㎡)、管理機、軽トラック、自走式動力噴霧機(ラジコン動噴)、黄色灯

(3) 花き

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
トルコギキョウ経営 家族労働力 2.0人	経営面積 50a トルコギキョウ11月+5月 出荷 10a トルコギキョウ12月+5月 出荷 10a トルコギキョウ1月+4~5 月出荷 10a トルコギキョウ2月出荷 10a	1. 低コスト耐候性ハウスで11月+5月、12月+5~6月、1月+5~6月出荷、連棟補強Ⅱ型(SRH)で2月、3~4月出荷 2. 全圃場統合環境制御、炭酸ガス局所施用実施 3. 全作で自家育苗苗利用 4. 京阪神市場へ出荷	低コスト耐候性ハウス(アーチ型3,000㎡)、連棟補強Ⅱ型(SRH2,000㎡)、育苗ハウス(200㎡)、トラクター(15ps)、管理機、動力噴霧機、温風暖房機、軽トラック、冷蔵庫、養液土耕システム、育苗用ヒートポンプ、ヒートポンプ、統合環境制御機器、炭酸ガス発生装置、局所施用機、循環扇、

	トルコギキョウ3～4月出荷 10a	電照設備(白熱球)、頭上 灌水、防虫ネット
--	----------------------	--------------------------

(4) 果樹

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
かんきつ専業経営Ⅰ (露地、SS防除体系) 家族労働力 2.5人	経営面積 300a 極早生温州SS防除 20a 早生温州SS防除 120a させぼ温州SS防除 60a 普通・高糖度系温州SS防除 70a 不知火等SS防除 30a	1. 露地みかんと中晩柑を組み合わせたかんきつ専業経営 2. 普通温州は高糖度系温州を主体とし、ヒリュウ台苗木を導入 3. 園内道を一体的に取り付け、スピードスプレー(SS)を導入 4. マルチ巻上げ装置の導入による被覆面積の拡大と作業の省力化 5. コンテナダンパーによる選果作業の省力化 6. ウッドチッパーによるせん定枝搬出作業の省力化	スピードスプレー、トラック(2t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、ウッドチッパー、刈払機、選果機(ドラム式、ローコンベア・コンテナダンパー・ボックス付)、昇降機
かんきつ専業経営Ⅱ (露地、動噴防除体系) 家族労働力 2.0人	経営面積 200a 極早生温州動噴防除 20a 早生温州動噴防除 80a させぼ温州動噴防除 30a 普通・高糖度系温州動噴防除40a 不知火等動噴防除 30a	1. 露地みかんと中晩柑を組み合わせたかんきつ専業経営 2. 普通温州は高糖度系温州を主体とし、ヒリュウ台苗木を導入 3. 園内道を一体的に取り付け、運搬車を利用 4. 動力噴霧機による防除体系 5. ウッドチッパーによるせん定枝搬出作業の省力化	トラック(1.5t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、ウッドチッパー、刈払機、選果機(ドラム式、5連自動選果)、リフト(バッテリー・ミニリフト)
かんきつ専業経営Ⅲ (ハウス、動噴防除体系)	経営面積 100a ハウスみかん(6月出	1. ハウスみかんとハウス中晩柑を組み合わせたかんきつ専業経営	連棟標準型APハウス(6月出荷用2,000㎡)、暖房機、換気扇、ヒートポンプ、炭酸ガス

家族労働力 2.5人	荷型) 20a ハウスみかん(グリーン)	2. 6月出荷型は、ヒートポンプ導入による組み合わせで動力光熱費を抑制。環境制御技術を導入した炭酸ガス施用による収量増加、品質向上 3. グリーンハウス作型は、需要期である8月出荷型 4. 無加温越冬完熟栽培は、夏期にマルチ被覆、終期以降に天井ビニール被覆 5. 加温不知火は1月下旬に加温し、後期肥大及び寒害防止のため10月下旬に再被覆して12月に出荷 6. 加温せとかは2月下旬に加温し、後期肥大及び寒害防止のため10月下旬に再被覆して2月に出荷	発生装置、モーター装置、連棟標準型APハウス(グリーン用2,000㎡)、暖房機、換気扇、連棟標準型APハウス(無加温用4,000㎡)、暖房機、換気扇、貯蔵庫、トラック(1.5t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、刈払機、選果機(ドラム式、5連自動選果)、リフト(バッテリーミリフト)
	20a ハウスみかん(無加温越冬完熟)		
	10a 不知火(加温)		
	20a 不知火(無加温)		
	10a せとか(加温)		
	20a		

(5) 畜産

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
			肉用牛肥育(黒毛去勢200頭) 家族労働力 2.0人
肉用牛肥育専業	肉用牛肥育	1. 長崎型新肥育(前期粗	肥育牛舎(3,024㎡)、乾草

(黒毛去勢300頭) 家族労働力 2.0人	(黒毛) 300頭	飼料多給)方式 2. 増体重視型(枝肉重量確保) 3. 飼育方法は群飼育方式 4. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 5. ふん尿は良質堆肥化し販売 6. 雇用導入あり(1名)	舎、堆肥舎、肥育牛舎付帯施設一式、トラック(2t・1t)、ショベルローダー、カッター、牛衡器、削蹄保定枠、動力噴霧機
肉用牛一貫経営専業 家族労働力 2.0人	繁殖牛 50頭 肥育牛 70頭 飼料畑 180a 放牧地 300a	1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、5ヵ月間放牧 2. 超早期母子分離技術 3. ロールベラー体系による乾草、サイレージ調整 4. 長崎型新肥育(前期粗飼料多給)方式 5. 自家産子牛を雌・去勢別に早期肥育開始 6. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 7. 雇用導入あり(1名)	繁殖牛舎(374㎡)、肥育牛舎(1,728㎡)、乾草舎、堆肥舎、繁殖牛舎付帯施設一式、カーフェジ、カッター、電気牧柵(300a)、トラクター(40ps)、ロータリー、マニユアスプレッター、ライムソア、プラウ、ショベルローダー、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッターレーキ、ロールベラー、ハールラッパ、トラック(2t)、牛衡器、削蹄保定枠

2 営農類型ごとの経営規模、生産方式【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
集落営農組織Ⅲ 家族労働力 4.0人	経営面積 50ha 水稻 25ha 麦類 50ha 大豆 25ha	1. 基盤整備干拓等平坦地区での集落営農 2. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)2台、サブソイラー(2連)、ロータリー、中耕ローター2台、代かきハロー2台、ブロードキャスター2台、施肥播種機2台、麦踏・鎮圧・施肥機2台、育苗用播種機、田植機(乗用5条)、汎用コンバイン、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレヤー、トラック(2t)2台

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ・経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ・簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ・農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- ・制度資金、補助事業等の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- ・農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- ・経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就農条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様

- ・省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- ・家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営においては、ヘルパー制度を有効活用する等、休暇の確保に努める。
- ・従事する人の健康や安全を確保するため、作業に適した作業装備（防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防除手袋等）を励行し、機械作業等の安全点検を行う。
- ・作業場等に休憩室や管理室等の整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本町において展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については、第2の指標を参考とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である小串トマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援セン

ター、振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、振興局や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着で一貫して行う。

これらのサポートは、川棚町が主体となって、振興局、農業委員会、農業協同組合、関係機関等が連携した川棚町農業振興推進協議会（以下、「農振協」という。）において一元的に行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように農振協は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

2 就農等希望者の受入体制の確保

町は、就農希望者等の受入について、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行うため、町の関係者が連携した体制を構築する。

3 関係機関との役割分担・連携の考え方

本町は、振興局、農業委員会、農業協同組合、集落等との関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん、確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、振興局及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、振興局及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町が作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図ることとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は将来の地域における農用地の利用の集積に占める割合及び面的集積を目標として、第3表に掲げるとおりとする。

第3表 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

年次	令和12年（2030年）
地域	全域
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%

面的集積の目標	農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農地利用の連坦化や団地面積の増加を図ることにより面的集積の割合が高まるように努める
---------	--

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況及び営農活動の実態等の現状

本町の平坦部では、水稻・麦類・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした農業を担う者への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、農業を担う者の更なる規模拡大が停滞している。

また、本町の中山間地域では、水稻、果樹を主体とする農業生産を展開し、認定農業者等を中心とした農業を担う者への農地の利用集積が図られてきたが、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者等に集積されない農地の遊休化が増加傾向にあり、認定農業者等の規模拡大を図るためには、守るべき農地を明確化する必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方

本町では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）を円滑に進めるためには、認定農業者等の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) (2) を実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等

優良農地については、認定農業者等の農業を担う者に集積を行い、農地の恒久的利用を目指すため、法19条に定める地域計画を策定するとともに、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために本町、農業委員会、農業協同組合、振興局、農業振興公社等を構成員として、川棚町地域計画推進チーム会を設置する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法、開催時期、開催に係る情報提供の時期、参加者、協議すべき事項、相談窓口

協議の場は、本基本構想に基づき、おおむね5年ごとに開催することとし、協議の日時や場所については、将来の農業を担う若年者や後継者、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等を進める観点から女性の参加等を幅広く募るため、関係者への周知に加え、町のホームページや広報誌等を通じて公表する。

ただし、大規模な集落営農や新規参入法人が集落全体の営農を担うなど、地域の農業の将来の

在り方等を大幅に見直す必要が生じた場合は、随時、協議の場を設置する。

協議の場の設置に当たっては、農村地域における農業を担う者の確保や農用地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話し合いの機会を活用することが有効であることから、経営所得安定策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンや、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)第4の2に定める地域資源保全管理構想、農業農村整備事業に関する事業計画などの議論の場を活用するとともに、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「活性化法」といいます。)により設置される協議会と一体的に推進することにより、地域の計画的な土地利用を図る。

協議の場で協議すべき事項は次のとおりとする。

- ① 農業の将来の在り方
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - ア 農用地の集積・集約化の方針
 - イ 農地中間管理機構の活用方針
 - ウ 基盤整備事業への取組方針
 - エ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - オ 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化法第5条の活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定にあたって、農業委員会、農業協同組合、振興局等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用集積活動の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効活用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を推進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農

用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
なお、すでに担い手が集積している、施設用地となっているなど、地域全体で効率的な土地利用を図る必要と判断できる区域については、除外できるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（6）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、

当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用集積規定について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）の規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ （６）の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、その所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② （６）の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、農用地利用改善団体（（５）の①の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、川棚町地域農業再生協議会・川棚町担い手育成総合支援協議会との

連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

農業を担う者が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に農業を担う者に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に算入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての助成の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、本町は就農相談等を通じて就農希望者に対する情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別相談や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、無利子の青年等就農資金、国・県等による関連事業の効果的な活用により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営管理技術の習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、振興局、農業委員会、農業協同組合等と連携し、取り組みを進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、水田の排水対策事業、園地改造等を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、施設園芸及び飼料作物を面的な広がりでの集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本町は、東部地区の農業集落排水事業の推を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業担い手確保に努める。

エ 本町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町職員、農業委員会、振興局等の職員、農業協同組合、農業共済組合、その他の関係団体の役職員、農地流動化推進員、農用地利用改善団体等の代表者等をもって組織する川棚町担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。同会議は、このような検討結果を踏まえ、今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成

及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体は、農業経営基盤の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に資する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和4年2月10日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。